

「子ども・子育て支援新制度」 の概要について

～未来を担う子どもが夢と希望を持ち生き生きと輝きながら成長するまち「さいたま」を目指して～

さいたま市



すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。

すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートします。

社会保障（子ども・子育て支援）の充実が図られます！

今般の「社会保障・税一体改革」は、消費税の引上げによる増収を活用して、すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障への転換を図るものであり、**高齢者3経費（年金・高齢者医療・介護）**に加え、**「少子化対策」**にも消費税が充てられることになりました。

「社会保障・税一体改革」の目玉の1つとしてスタートする新しい制度「子ども・子育て支援新制度」の実施のために、**消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が充てられることになりました。**

この貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

いま日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題があります！

日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

《子育てをめぐる現状と課題》

- ◆ 急速な少子化の進行
- ◆ 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- ◆ 子育ての孤立感と負担感の増加
- ◆ 深刻な待機児童問題
- ◆ M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- ◆ 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- ◆ 子育て支援の制度・財源の縦割
- ◆ 地域の実情に応じた提供対策が不十分 など

解決に向けて

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・ 待機児童の解消
- ・ 地域の保育を支援
- ・ 教育・保育の質的改善



地域の子ども・子育て支援
の充実

子ども・子育て支援関連の3法の趣旨と概要について！

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

■子ども・子育て支援法

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「**施設型給付**」)及び小規模保育等への給付(「**地域型保育給付**」)の創設、地域の子ども・子育て支援の充実。

- ◆幼稚園と保育所で別々になっている**利用手続や公費負担の仕組みなどを一本化**
- ◆市町村**子ども・子育て支援事業計画の策定**
- ◆地方版**子ども・子育て会議の設置**(努力義務)
- ◆保育の需要及び供給の状況の把握(**ニーズ調査の実施**)など

■就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっている**認可・指導監督を一本化**、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けなど。

■子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

上記 2つの法律の施行に伴い、児童福祉法などの関係法律を改正。

〔例：放課後児童健全育成事業の改正⇒◆対象年齢の見直し(おおむね10歳未満の小学生→小学生)

- ◆設備・運営基準について、省令等に基づく市町村基準条例の設置など
(児童福祉法第6条の3第2項、同法第34条の8の2 など)。

新制度ではこんな取組みを進めていきます！

1. 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。

2. 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

3. 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

4. 共働き家庭だけでなく、地域のニーズに合わせて様々な子育て支援策を充実していきます。

幼稚園とはどんな施設！

- ◆幼稚園とは、学校教育としての幼児教育をするところ
- ◆3歳からスタート
- ◆1日4時間程度の教育時間
- ◆文部科学省



保育所とはどんな施設！

- 保育所とは、昼間子ども面倒を親が見られない場合に預かる施設
- 赤ちゃんから小学校に入るまでの乳幼児を対象
- 大体1日8時間から11時間程度の預かり
- 特に3歳以上児の教育的機能に関しては、保育所保育指針は、幼稚園教育要領との整合性を図りながら規定
- 厚生労働省



認定こども園はどんな施設！

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設です。さらに、認定こども園に通っていない子どもに対しても、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行っています。

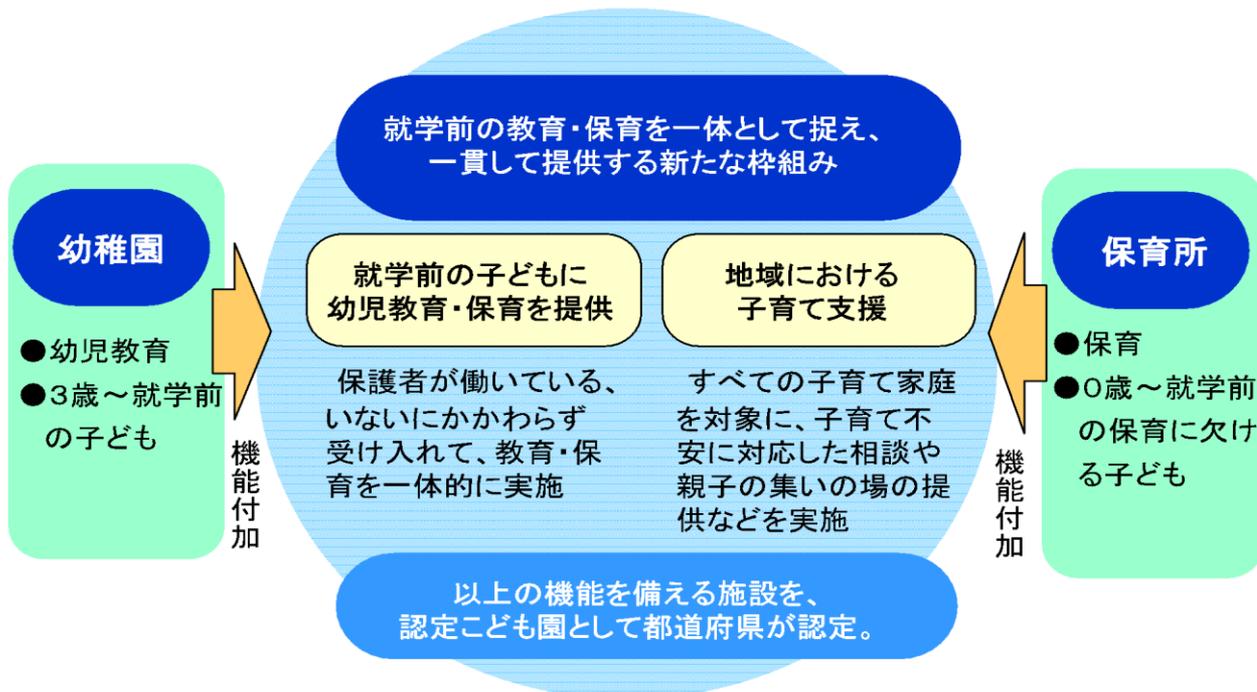
① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

② 地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

認定こども園の機能について



認定こども園のタイプ

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園での生活の一例！



保育



就学前の教育・保育

長時間
利用児

共通時間(4時間程度)

短時間
利用児

※幼稚園・保育所を通じて学級による教育活動が行われます。

0~2歳児

3~5歳児

※文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室が作成した資料より一部抜粋したもの。

新制度の対象となるのは次の施設・事業になります！

施設型給付

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である施設型給付を創設し、財政支援を一本化することとしています。

認定こども園
【0歳～就学前】

幼稚園
【3歳～就学前】

保育所
【0歳～就学前】

地域型保育給付

地域型保育とは、新たな認可事業として、少人数の単位で0～2歳の子どもを預かる事業です。タイプとして、次の4つの種類があります。

小規模保育
【6人以上19人以下
の子どもを預かる】

家庭的保育
【保育ママ】
【5人以下の
子どもを預かる】

事業所内保育
【従業員の子ども
のほか地域の子ども
も一緒に保育】

居宅訪問型保育
【保護者の自宅で
1対1で保育】

地域子ども・子育て支援事業

- ★妊婦健康診査
- ★乳児家庭全戸訪問事業
- ★養育支援訪問事業



- ★地域子育て支援拠点事業
【子育て支援センター事業 など】
- ★一時預かり事業

- ★利用者支援事業
【保育コンシェルジュ など】

- ★病児保育事業
- ★ファミリー・サポート・センター事業
- ★子育て短期支援事業



- ★放課後児童クラブ



- ★延長保育事業 など

- ◆新制度は、保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。
- ◆ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実していきます。
- ◆新制度では上記事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけられ、事業を実施するための費用に対して国や県から交付金等の財政支援が受けられるなど、その拡充を図ることとされています。

新制度の対象とならないのは次の施設・事業になります！

- ◆ 私学助成等を受ける幼稚園（現行制度の継続を希望する園）
- ◆ 放課後チャレンジスクール
- ◆ その他の認可外保育施設※ ※「さいたま市の基準を満たし市から認定を受けているナーサリールームや家庭保育室」などで新制度に移行しない施設
- ◆ 事業所内・院内保育（従業員の子ども専用）

《子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢》

- ◆ 新制度において幼稚園には、次の3つの選択肢があります。
 - ① 「施設型給付」を受ける認定こども園（幼保連携型・幼稚園型）に移行する。
 - ② 「施設型給付」を受ける幼稚園に移行する。
 - ③ 「施設型給付」を受けない現在と同じ幼稚園のままで、引続き私学助成等を受ける。



- ◆ 幼稚園が新制度に入るか否かは、各園の判断に委ねることとしています。施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない申出を市に行い、現行制度の継続を希望する園については、現行の入園手続き、保育料、助成金制度（私学助成及び幼稚園就園奨励費補助）のもとで運営されます。また、法人格を有する幼稚園の新制度への移行時期は、制度施行初年度だけでなく、いつでも可能な柔軟な仕組みとなっております。

新制度の実施主体について！

新制度では、基礎自治体である市町村が実施主体となる位置づけになっています。現在、さいたま市では、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した今後の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでいます。

平成26年度の後半から、新制度の開始に向け、施設・事業の利用申込みなどの手続きが始まります。



新制度の詳しい内容を知りたい方は

「内閣府子ども・子育て支援制度」の
ホームページをご参照ください。

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/
shinseido/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html)

内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索



【子ども・子育て支援新制度】 よくある質問と回答



利用手続きや利用料についてのQ&A

Q. 新制度になると現在の幼稚園や保育所は、なくなってしまうのですか？

A. 現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所が、引き続き幼稚園や保育所として運営される場合もあれば、認定こども園へ移行する場合もあり、各施設がどのように運営していくかを定めることになっています。

Q. 新制度になると保育料は上がるのですか？

A. 現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が政令で定める基準額を上限とし、市が定めていきます。児童の認定区分・年齢、所得、きょうだいの在園の有無等によって異なるものとなります。

Q. 共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。どのような認定を受ければよいですか？

A. 共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育所などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。保育所などの利用希望もある場合は「満3歳以上・保育認定」（2号認定）を受けていただき、その後の実際の幼稚園または保育所の利用の状況を見て、2号認定を維持するか、または1号認定に変更するかを決めていただくことになります。

Q. 新制度では、保育所への入園手続きはどうなりますか。従来の申込み方法から変更はありますか？

A. 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は「支給認定証」が交付されること、必要に応じて市による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。なお、「子ども・子育て支援新制度の対象外」である私学助成等を受ける幼稚園、その他の認可外保育施設は従来どおりです。

Q. 認定こども園を利用希望する保育を必要とする子ども（2号認定・3号認定）についても直接契約となるのですか？

A. 認定こども園は、施設の設置者と保護者との直接契約となりますが、認定こども園を希望する保育を必要とする子ども（2号認定・3号認定）については、市へ利用希望を提出するなど、市による保育の必要度に応じた利用調整を経た上で施設の設置者と保護者が直接契約することとなります。

利用手続きや利用料についてのQ & A

Q. 新制度では、幼稚園や認定こども園を利用する場合の申込みはどうなるのですか？

A. 幼稚園や認定こども園を利用する教育標準時間認定（1号認定）については、保護者が幼稚園等に直接利用を申し込み、契約に基づき利用を開始することとなります。
契約に先立って、幼稚園等はあらかじめ、保護者に対して、運営規程の概要（目的・運営方針、教育保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担等）などについて事前説明を行い、同意を得たうえで、教育・保育の提供を行うこととしています。こうした事項については、情報公表の対象にもなっていることから、保護者は事前に情報収集したうえで、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申し込みを行うこととなります。

Q. 現在、認可外保育施設である家庭保育室を利用しているのですが、園が新制度の小規模保育事業に移行した場合、手続きはどうなるのですか？

A. 施設が新制度の小規模保育事業に移行した場合は、その利用児童が保育の必要性に応じた「支給認定」を市から受ける必要があります。その後、市が選考により利用者の優先順位を決めるなど利用調整を行います。＊
現行のナーサリールーム・家庭保育室等を含む認可外保育施設として施設が運営を続ける場合には、「支給認定」を受ける必要はなく、申込みも従来どおりです。ただし、上記現行施設利用者のうち新制度で施設型給付を受ける認可保育所・認定こども園や、地域型保育給付を受ける小規模保育事業等へ申込みを予定している児童は、「支給認定」を受けていただくこととなります。

【※補足】 家庭保育室が新制度の小規模保育事業所に移行した場合、平成26年10月1日時点でその施設に在園している児童で、平成27年4月1日において0歳児から2歳児である場合については、引き続き施設を継続して利用することが出来ますが、3歳児については、その施設を利用することが出来なくなりますので、新年度に向けて幼稚園、認定こども園、保育所等への新規申込み手続きが必要になります。
また、平成26年10月2日以降に、その施設に入園された児童についても、新年度に向けて新規の申込み手続きが必要となります。

Q. 認定時期は今年度の10月頃から始まりますが、10月時点で2歳児の子どもが来年4月には3歳になる場合、現時点では3号で認定しておいて、来年また2号に認定しなおすのでしょうか。認定の基準日はいつになるのでしょうか？

A. 認定の効力が発生する新制度施行予定の平成27年4月1日時点で満3歳に達している場合は、2号の認定をすることとなります。

認定こども園についてのQ&A

Q. 3歳未満児を受け入れていない認定こども園はあるのですか？

A. 認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、例えば満3歳以上児のみを入園対象とすることなど、各園の判断で設定することになります。

Q. 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園し、毎日11時間開所してくれるのでしょうか？

A. 新たな幼保連携型認定こども園については、日曜・祝日以外について、1日11時間開園することを原則としつつ、保育の利用希望がない場合など、就労の状況等の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能としています。

Q. 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級が分かれるのでしょうか？

A. 教育時間について編制する学級については、原則として、1号・2号を区別せず一体的に行うことを想定しています。

Q. 認定こども園について、教育・保育の内容はどうなっているのですか。また、職員の配置や施設などの基準はどうなっているのですか？

A. 原則として、幼稚園教員免許状と保育士資格をもった職員が子どもの教育・保育を担当し、小学校就学前の教育・保育が一体として行われます。また、認定こども園の職員配置や施設設備等の基準については、国が施設の教育・保育環境や安全性などについて示した基準を踏まえて条例で定めることとなります。

Q. 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか？

A. 幼保連携型認定こども園では、食事の提供にあたって自園調理が原則ですが、満3歳以上の子どもについては一定の条件下で外部搬入が可能です。その場合は、独立した調理室でなく、現行の保育所と同様、加熱、保存等の調理機能を有する設備で代替可能です。また、自園調理による食事提供対象人数が20人未満の場合は、独立した調理室ではなく、必要な調理設備で代替可能です。また、保護者が希望する場合や行事の日などにおいては、弁当持参による対応が認められます。

幼稚園についてのQ&A

Q. 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A. 幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」（1号認定）を受けていただくことになります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようになります。新制度に移行せずに、従来の幼稚園のままでいたいという幼稚園を希望する場合につきましては、認定を受けていただく必要はありません。

Q. 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A. 新制度に移行した園では、幼稚園に支払う保育料自体が、保護者の所得に応じて市が定める負担額となる仕組みになります。これに、各園において、実費負担や上乘せ利用料が生じる場合があります。

Q. 共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか？

A. 新制度では、共働き家庭の幼稚園利用の希望にも応えられるような制度設計を行っています。具体的には、夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、その選択により、幼稚園を利用することが可能となっております。この場合は、教育標準時間認定（1号認定）を受けて教育標準時間に係る施設型給付を受けつつ、教育標準時間の前後の預かりニーズについては、「幼稚園型」の一時預かり事業を利用することが基本となります。

Q. 幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後は利用できなくなってしまうのですか？

A. 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。新制度に移行せずに、従来の幼稚園のままでいたいという幼稚園におきまして、預かり保育は現行のものを継続できることとなります。

Q. 新制度に入らない私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか？

A. 新制度に入るか否かは、各幼稚園の判断に委ねることとしています。現行の入園手続き、保育料、助成金制度のもとで運営されます。また、新制度への移行は、制度施行初年度だけでなく、いつでも可能な柔軟な仕組みとなっております。

保育所についてのQ&A

Q. 保育の必要性が認定されると、必ず保育施設に入所できますか？

A. 保育の必要性の認定が、実際の保育所入所を約束できるものではありません。現在、本市では保育所の入所をお申込みいただいてもご案内できない待機児童が発生していることから、支給認定証が交付されても全ての方を保育施設にご案内することが困難な状況です。今後、施設整備等により待機児童の解消を目指してまいります。

Q. 保育標準時間と保育短時間はどのように決まるのですか？

A. 保護者の就労状況等により認定します。就労であれば、勤務証明書等により一月の就労時間により判断します。この他、妊娠、出産であれば、保育標準時間で認定、求職活動（起業準備を含む）であれば、保育短時間で認定など事由により認定する場合があります。

Q. 保育短時間の 8 時間は時間帯を選ぶことができるのですか？

A. 8時間の時間帯は、認可保育所、認定こども園、小規模保育施設等の各保育施設で設定された時間帯で利用していただくこととなります。なお公立保育所の8時間は、8時30分から16時30分で設定する予定です。

Q. 支給認定を受けたら、卒園するまで手続きは必要ないのですか？

A. 保育の必要な事由（就労など）が継続している場合でも、毎年、現況が分かる書類を提出いただく必要があります。また、3号認定（満3歳未満・保育認定）を受けているお子さんについては、3歳に達する前（誕生日の前日）に、2号認定に切り替える必要がある旨を担当課から通知いたします。

Q. 保育料（利用者負担額）の負担は増えますか？いつ決まるのですか？

A. 現行の保育料を基に、保育料（利用者負担額）を設定する予定です。また、保育料（利用者負担額）が最終的に確定するのは、市議会にて予算案の決定を経てからになりますので、今年度末になる見込みです。決まり次第ホームページや市報などで速やかにお知らせいたします。

その他のことに関するQ & A

Q. 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか？

A. 新制度においては、質を確保する観点から、事業の設備及び運営（職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模など）について、国が定める基準を踏まえて市が条例で基準を定めました。また、公設の放課後児童クラブの入室者の資格について、民設クラブと同様に市内小学校の低学年の児童（1年生から3年生まで）から市内小学校の就学児童（6年生まで）に変更しました。

Q. 地元の認可保育所に空きがなく、認可外保育所に子どもを預けています。こうした認可外保育施設は、新制度ではどうなるのですか？

A. 新制度の施行に際して、現行のナーサリールームなどの認可外保育施設は小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業への移行が義務付けられているものではなく、施設の意向により現行のまま認可外保育施設として継続することも可能です。そのうえで、施設が認可保育所への移行を目指したり、新制度の小規模保育事業等への移行を検討される場合は、事業の認可・確認基準への適合等が必要になってきます。



◆問合せ先 さいたま市子ども未来局子育て企画課子ども・子育て新制度係
TEL 048-829-1908 Fax 048-829-1960
Eメール kosodate-kikaku@city.saitama.lg.jp